

○富良野市情報共有と市民参加のルール条例
平成17年6月14日条例第13号

改正

平成21年3月24日条例第4号
富良野市情報共有と市民参加のルール条例

～ 抜 粹 ～

(市民参加手続の対象)

第5条 市は、次に掲げる市の仕事を行おうとするときは、あらかじめ市民参加手続を行います。

(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 次に掲げる条例、規則の制定又は改廃

ア 市民が負担する料金の額、市税の税率（国民健康保険税にあつては、課税要素の額の算定方法）及び介護保険料の料率並びにそれらの減免等について定める規定

イ 権利の制限又は義務の付加について定める規定

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公益上の見地から市民がその活動を行うにあたり遵守すべき事項、果たすべき役割について定める規定

エ 公の施設の利用方法について定める規定

オ 市の仕事に関する情報開示、説明を請求する権利について定める規定

(3) 規則で定める市の施設の計画等の策定又は変更

(4) 良好な環境の保全その他の公益上の必要により行う行政指導の内容となるべき事項の決定又は改廃

(5) 市の出資の総額が100万円（地方公共団体に対するものを除きます。）を超えることとなる法人に対する出資について定める予算の立案

(6) その他市民の関心が高いこと、市民生活に大きな影響があること等の事情により市民参加手続を行う必要があると認められる市の仕事

2 市は、前項に掲げる市の仕事のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、市民参加手続を行わないことができます。

(1) 法令の規定により実施の基準が定められていて、その基準に基づいて行うもの

(2) 市の内部にのみ適用されるもの

(3) 軽微なもの

(4) 緊急に行わなければならないもの

3 市は、前項の規定により市民参加手続を行わないこととしたものについて、これを公表します。

4 市は、第1項に掲げる以外の市の仕事についても、市民参加手続の対象とすることができます。

(市民参加手続の方法)